

四半期報告書

(第10期第2四半期)

自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

ソネット・エムスリー株式会社

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	7
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	24
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
(5) 大株主の状況	25
(6) 議決権の状況	26

2 株価の推移	26
---------	----

3 役員の状況	26
---------	----

第5 経理の状況	27
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	28
(2) 四半期連結損益計算書	30
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	32

2 その他	43
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	44
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	ソネット・エムスリー株式会社
【英訳名】	So-net M3, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 村 格
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目5番5号
【電話番号】	03 (5408) 0800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 永 田 朋 之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門二丁目5番5号
【電話番号】	03 (5408) 0800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 永 田 朋 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第2四半期連結 累計期間	第10期 第2四半期連結 累計期間	第9期 第2四半期連結 会計期間	第10期 第2四半期連結 会計期間	第9期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	4,094,841	5,001,823	2,128,275	2,802,424	8,534,933
経常利益 (千円)	1,970,412	2,058,729	1,017,425	981,072	4,170,963
四半期(当期)純利益 (千円)	1,063,034	1,187,921	537,770	573,570	2,363,272
純資産額 (千円)	—	—	8,777,337	10,576,996	10,214,827
総資産額 (千円)	—	—	10,807,969	13,966,882	12,542,583
1株当たり純資産額 (円)	—	—	32,850.15	39,323.95	38,331.94
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4,072.51	4,539.63	2,059.44	2,191.79	9,048.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4,017.00	4,514.29	2,032.03	2,167.59	8,932.03
自己資本比率 (%)	—	—	79.4	73.7	80.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	643,379	1,220,614	—	—	2,055,657
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△119,078	△1,940,249	—	—	△53,487
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△764,436	△806,396	—	—	△740,871
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	6,498,709	6,464,675	8,001,977
従業員数 (名)	—	—	116	237	132

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数	237名 (33名)
------	------------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員数です。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数	87名 (15名)
------	-----------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員数です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
医療ポータル	—	—	—	—
エビデンスソリューション	122,504	—	4,242,972	—
合計	122,504	—	4,242,972	—

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 医療ポータルセグメントにおいては、受注生産を行っていないため記載しておりません。

3 第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、エビデンスソリューションセグメントを新設したため、受注高及び受注残高の前年同四半期比は記載しておりません。

4 エビデンスソリューションセグメントにおいては、学会、研究会、特定公益法人及び大学等が顧客の中心であり、契約における手続が多岐に渡ることを背景に、契約を締結することを前提に契約締結以前よりサービス活動を開始しています。そこで、契約の締結可能性を十分検討の上、契約できると判断した案件について、受注として認識しています。なお、当第2四半期連結会計期間において、環境変化等による当初契約条件等の見直しに伴う減額分を受注残高より控除しています。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	前年同四半期比 (%)
医療ポータル (千円)	2,391,548	+12.4
エビデンスソリューション (千円)	410,876	—
合計	2,802,424	+31.7

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来のインターネットを利用した医療関連事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックス株式会社の連結化に伴い新たに加わる大規模臨床研究支援事業等を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。そのため、エビデンスソリューションセグメントの前年同四半期比は記載しておりません。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における各販売先への当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しています。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書及び第1四半期連結会計期間の四半期報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、入手可能な情報に基づいて当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間において、引き続き医療従事者専門サイト「m3.com」の基盤強化を進め、医師会員は18万人に達しました。

既存サービスについては、顧客への各サービスの浸透も進み、順調に推移しました。製薬会社向けのマーケティング支援サービスは、国内主要製薬会社のほぼ全社が既にご利用されている基本的な「提携企業」サービス、会員医師に対してメールで直接アプローチする「m3MT」サービス、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」サービスと、意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。

また、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」などの一般企業向けマーケティング支援サービス、会員医師への求人求職支援サービスを行う「m3.com CARE ER」、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」（<http://www.AskDoctors.jp/>）、女性のための健康管理・美容促進サポートサイト「AskMoon女性の医学」（<http://askmn.jp/>）、看護師、薬剤師向けの求人求職支援サービス、診療所の経営をサポートする「m3.com 開業・経営」等の新規サービスの拡充も進めています。

米国においては、「MR君」の米国版である「M3 Messages」サービスの展開が順調に進み、これまで「がん」「リウマチ」「神経科」「循環器」「PCP」等の領域で、6社19薬剤の契約を獲得し、さらに拡大する傾向にあります。

また、IT活用による大規模臨床研究支援活動を行うメビックス株式会社（以下「メビックス」という）については、公開買付け実施とその後の一連のプロセスにより、現在は、当社が全ての議決権を有する完全子会社となっています。なお、当第2四半期連結会計期間においては、平成21年5月～7月のメビックスの連結経営成績及びキャッシュ・フローの状況を反映すると共に、当第2四半期連結会計期間より事業の種類別セグメントを記載しております。

当第2四半期連結会計期間の業績は、以下のとおりです。

(当期の業績)

(単位：百万円)

	平成21年3月期 第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	平成22年3月期 第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	比較増減		(参考) 平成21年3月期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	2,128	2,802	+674	+31.7%	8,534
営業利益	940	1,013	+72	+7.7%	3,990
経常利益	1,017	981	△36	△3.6%	4,170
四半期(当期)純利益	537	573	+35	+6.7%	2,363

(事業の種類別セグメントの業績)

(単位：百万円)

		平成21年3月期 第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	平成22年3月期 第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	比較増減		(参考) 平成21年3月期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
医療 ポータル	医療関連会社マーケティング支援	1,477	1,601	+124	+8.4%	5,812
	調査	268	301	+32	+12.3%	1,052
	その他	382	488	+105	+27.7%	1,669
	売上高	2,128	2,391	+263	+12.4%	8,534
	営業利益	940	1,271	+330	+35.2%	3,990
エビデンスソリューション	売上高	—	410	—	—	—
	営業利益	—	△159	—	—	—

(注) 1 第1四半期連結会計期間より、メビックスを新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来のインターネットを利用した医療関連事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックスの連結化に伴い新たに加わる大規模臨床研究支援事業等を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。

なお、前第2四半期連結会計期間においては単一セグメントであったため、当期の配賦不能営業費用にあたる91百万円が前期の医療ポータルセグメントの営業費用に含まれております。これを勘案した実質的な当第2四半期連結会計期間の医療ポータルセグメントの営業利益は前年同期比23.2%増になります。

- 2 第1四半期連結会計期間より、従来「マーケティング支援」分野に区分していたQOL君サービス及び一部の提携企業サービスを「その他」分野に区分することとし、従来の「マーケティング支援」分野を「医療関連会社マーケティング支援」分野に変更しています。これに伴い、当第2四半期連結会計期間の「医療関連会社マーケティング支援」分野の売上高は53百万円減少し、「その他」分野の売上高は53百万円増加しています。また前第2四半期連結会計期間の「医療関連会社マーケティング支援」分野の売上高は44百万円減少し、「その他」分野の売上高は44百万円増加しています。

医療関連会社マーケティング支援分野の売上高は、1,601百万円（前年同期比8.4%増）となりました。国内において、顧客企業数の増加等により、「MR君」サービスの売上高が前年同期比8%増となった他、「m3MT」サービスが順調に推移しました。また、米国事業が着実に拡大し、全体としては前年同期比8.4%の増収となりました。

調査分野の売上高は301百万円（前年同期比12.3%増）となりました。提携企業との連携強化等の要因により、調査サービスを展開する日本、米国の両市場において好調に推移しました。

その他分野の売上高は、488百万円（前年同期比27.7%増）となりました。会員の増加が続く「AskDoctors」や「m3.com CAREER」が好調に推移した他、アイチケット株式会社も増収に貢献しました。

これらの結果、医療ポータルセグメントの売上高は、2,391百万円（前年同期比12.4%増）となりました。

エビデンスソリューションセグメントは、既存の大規模臨床試験の契約に伴う収益が中心となり、売上高は410百万円となりました。

以上の結果、売上高は、2,802百万円（前年同期比31.7%増）となりました。

売上原価については、メビックスの新規連結による影響（348百万円増加）等の要因により、868百万円（前年同期比76.5%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、メビックスの新規連結による影響（200百万円増加）の他、医療ポータルセグメントにおける業容拡大に伴う人件費や会員向けポイント関連費用の増加等の要因により、920百万円（前年同期比32.4%増）となりました。

これらの結果、営業利益は1,013百万円（前年同期比7.7%増）、経常利益は981百万円（同3.6%減）、四半期純利益は573百万円（同6.7%増）となりました。

また、医療ポータルセグメントは営業利益1,271百万円、エビデンスソリューションセグメントは営業損失159百万円を計上しました。

（所在地別セグメントの業績）

① 日本

国内は、医療関連会社マーケティング支援分野、調査分野、その他分野とも好調に推移したほか、メビックスの新規連結の影響により、売上高2,591百万円（前年同期比33.7%増）、営業利益1,120百万円（同8.2%増）となりました。

② 北米

北米は、調査サービスが拡大した他、医療関連会社マーケティング支援分野も着実に拡大し、売上高224百万円（前年同期比27.2%増）となりました。また、「M3 Messages」の先行費用が発生していることから、営業損失7百万円（同4百万円悪化）となりました。

③ その他の地域

その他の地域は、韓国子会社の業績が引き続き低調に推移したことから、売上高19百万円（前年同期比26.7%減）、営業損失1百万円（前年同期比1百万円悪化）となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

資産合計は、前連結会計年度末比1,424百万円増の13,966百万円となりました。メビックス株式会社（以下「メビックス」という）に対する公開買付けの実施等により現金及び預金が1,467百万円減少し、メビックスの新規連結の影響等により売掛金が953百万円増加したものの、流動資産は前連結会計年度末比35百万円減の10,053百万円となりました。またメビックスの子会社化に伴いのれんを1,002百万円計上したことを主な要因に、固定資産は前連結会計年度末比1,459百万円増の3,913百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末比1,062百万円増の3,389百万円となりました。メビックスの新規連結の影響等で買掛金が417百万円増加したこと等により、流動負債は前連結会計年度末比976百万円増の2,987百万円となりました。固定負債は、米国SmartestDoc事業の買収に伴う将来債務の公正価値を計上したことを主な要因に、前連結会計年度末比85百万円増の402百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末比362百万円増の10,576百万円となりました。剰余金配当863百万円を行った一方、四半期純利益1,187百万円を計上したことにより利益剰余金が324百万円増加したことが主な要因です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第1四半期連結会計期間末残高より535百万円増加し、6,464百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、790百万円の収入（前年同期比36百万円の収入減）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益995百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、238百万円の支出（前年同期比255百万円の支出増）となりました。メビックス株式会社の事務所移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出76百万円が発生しています。

財務活動によるキャッシュ・フローは、5百万円の支出（前年同期比3百万円の支出減）となりました。収入の主な内訳は、ケルコム株式会社の第三者割当増資等に伴う少数株主による株式発行による収入32百万円であり、支出の主な内訳は、配当金の支払27百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画について重要な変更等はありません。
また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	960,000
計	960,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	261,690	261,696	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を 採用していません。
計	261,690	261,696	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

①第1回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年6月9日）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数（注1）	504個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	3,024株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 35,567円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 35,567円 資本組入額 17,784円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

②第2回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数（注1）	35個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	210株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 172,942円
新株予約権の行使期間	平成18年11月11日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 172,942円 資本組入額 86,471円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

③第3回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数（注1）	49個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	294株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 190,202円
新株予約権の行使期間	平成19年2月21日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 190,202円 資本組入額 95,101円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

④第4回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数（注1）	21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	42株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 408,500円
新株予約権の行使期間	平成19年5月13日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 408,500円 資本組入額 204,250円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑤第5回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 378,325円
新株予約権の行使期間	平成19年8月29日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 378,325円 資本組入額 189,163円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑥第6回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 490,000円
新株予約権の行使期間	平成19年11月21日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 490,000円 資本組入額 245,000円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑦第7回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	289個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	578株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 561,150円
新株予約権の行使期間	平成20年3月22日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 561,150円 資本組入額 280,575円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑧第8回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	33個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	66株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 547,546円
新株予約権の行使期間	平成20年4月24日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 547,546円 資本組入額 273,773円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

⑨第9回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成18年6月20日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	34個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	34株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 455,000円
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～平成28年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 692,818円 資本組入額 346,409円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記のほか、決議日後、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で各新株予約権の目的たる株式の数を調整します。

- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 発行価格は、行使時の払込金額455,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額237,818円を合算しています。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 a 記載の資本金等増加限度額から上記 a に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑩第10回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	160個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	160株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 405,318円
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 604,573円 資本組入額 302,287円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 発行価格は、行使時の払込金額405,318円と新株予約権の付与日における公正な評価額199,255円を合算しています。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑪第11回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	63個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	63株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 333,000円
新株予約権の行使期間	平成23年5月29日～平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 500,088円 資本組入額 250,044円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額333,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額167,088円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑫第12回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年6月22日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	155個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	155株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～平成51年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 264,208円 資本組入額 132,104円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額264,207円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日 (注1)	24	261,690	2,075	1,189,651	2,075	1,418,046

(注) 1 新株予約権の行使による増加です。

2 平成21年10月1日から平成21年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6株、資本金及び資本準備金がそれぞれ518千円増加しています。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ソネットエンタテインメント株式会社	東京都品川区大崎2丁目1番1号	147,818	56.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	17,877	6.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	13,726	5.2
谷村 格	東京都港区	12,874	4.9
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,385	1.3
バンク オブ ニューヨーク タックス トリイティ ジャ スデック オムニバス ツー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	THE BANK OF NEW YORK BRUSSELS, BR. 35 AVENUE DES ARTS, B-1040, BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	2,638	1.0
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギ ュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY, U. S. A. (東京都港区六本木6丁目10番1号)	1,891	0.7
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	1,678	0.6
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET, LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,443	0.6
ジェーピー モルガン チェース バンク 380084 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,352	0.5
計	—	204,682	78.2

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	17,387株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	13,470株
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,365株
野村信託銀行株式会社	1,645株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 261,690	261,690	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	261,690	—	—
総株主の議決権	—	261,690	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	335,000	337,000	340,000	354,000	340,000	315,000
最低 (円)	261,800	283,500	297,300	300,000	299,800	294,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,723,714	8,191,260
売掛金	2,403,283	1,449,350
商品	6,264	2,025
仕掛品	133,327	41,505
その他	789,030	405,586
貸倒引当金	△2,284	△781
流動資産合計	10,053,334	10,088,948
固定資産		
有形固定資産	※1 188,243	※1 65,988
無形固定資産		
のれん	1,876,141	783,665
その他	305,389	195,557
無形固定資産合計	2,181,530	979,223
投資その他の資産		
投資有価証券	1,025,904	1,173,613
その他	517,869	234,808
投資その他の資産合計	1,543,774	1,408,422
固定資産合計	3,913,547	2,453,634
資産合計	13,966,882	12,542,583
負債の部		
流動負債		
買掛金	528,548	110,967
未払法人税等	963,278	934,442
ポイント引当金	369,604	314,961
その他の引当金	54,749	47,648
その他	1,071,515	603,085
流動負債合計	2,987,695	2,011,105
固定負債		
退職給付引当金	6,824	4,426
繰延税金負債	262,286	311,137
その他	133,078	1,085
固定負債合計	402,190	316,650
負債合計	3,389,886	2,327,755

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,189,651	1,187,576
資本剰余金	1,418,046	1,415,971
利益剰余金	7,341,419	7,016,995
株主資本合計	9,949,117	9,620,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	420,826	497,481
為替換算調整勘定	△79,259	△87,859
評価・換算差額等合計	341,566	409,622
新株予約権	23,310	12,901
少数株主持分	263,001	171,759
純資産合計	10,576,996	10,214,827
負債純資産合計	13,966,882	12,542,583

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	4,094,841	5,001,823
売上原価	946,144	1,346,185
売上総利益	3,148,697	3,655,637
販売費及び一般管理費	※1 1,289,936	※1 1,578,141
営業利益	1,858,760	2,077,495
営業外収益		
受取利息	25,110	10,705
投資有価証券売却益	75,576	6,226
その他	18,123	5,645
営業外収益合計	118,810	22,577
営業外費用		
為替差損	—	29,783
持分法による投資損失	5,119	—
投資事業組合運用損	1,878	—
その他	161	11,559
営業外費用合計	7,159	41,343
経常利益	1,970,412	2,058,729
特別利益		
持分変動利益	—	19,993
特別利益合計	—	19,993
特別損失		
持分変動損失	—	5,430
減損損失	12,309	—
特別損失合計	12,309	5,430
税金等調整前四半期純利益	1,958,103	2,073,292
法人税、住民税及び事業税	841,741	956,200
法人税等調整額	43,624	△70,018
法人税等合計	885,366	886,181
少数株主利益又は少数株主損失(△)	9,702	△810
四半期純利益	1,063,034	1,187,921

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	2,128,275	2,802,424
売上原価	491,934	868,386
売上総利益	1,636,340	1,934,038
販売費及び一般管理費	*1 695,565	*1 920,795
営業利益	940,774	1,013,243
営業外収益		
受取利息	—	4,616
投資有価証券売却益	75,576	2,831
その他	15,519	2,914
営業外収益合計	91,095	10,363
営業外費用		
為替差損	8,412	24,993
持分法による投資損失	3,998	10,234
その他	2,032	7,306
営業外費用合計	14,444	42,534
経常利益	1,017,425	981,072
特別利益		
持分変動利益	—	19,993
特別利益合計	—	19,993
特別損失		
持分変動損失	—	5,430
減損損失	12,309	—
特別損失合計	12,309	5,430
税金等調整前四半期純利益	1,005,116	995,634
法人税、住民税及び事業税	510,469	551,932
法人税等調整額	△50,085	△123,926
法人税等合計	460,384	428,005
少数株主利益又は少数株主損失(△)	6,961	△5,940
四半期純利益	537,770	573,570

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,958,103	2,073,292
減価償却費	36,201	57,152
減損損失	12,309	—
のれん償却額	34,928	48,517
投資有価証券売却損益 (△は益)	△75,576	△6,226
投資事業組合運用損益 (△は益)	1,878	1,723
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△551	1,556
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	29,912	55,065
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,259	2,015
その他の引当金の増減額 (△は減少)	18,487	8,270
受取利息及び受取配当金	△33,018	△12,834
為替差損益 (△は益)	—	29,783
持分法による投資損益 (△は益)	5,119	3,774
持分変動損益 (△は益)	—	△14,562
売上債権の増減額 (△は増加)	△72,212	48,024
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△19,325	29,678
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	2,322	31,308
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,382	27,349
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△217,605	△257,743
その他	△8,702	13,137
小計	1,652,147	2,139,283
利息及び配当金の受取額	33,018	14,229
法人税等の支払額	△1,041,786	△932,898
営業活動によるキャッシュ・フロー	643,379	1,220,614
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△28,827	△9,127
定期預金の払戻による収入	—	4,662
有形固定資産の取得による支出	△8,323	△3,522
無形固定資産の取得による支出	△40,057	△80,850
敷金及び保証金の差入による支出	△6,765	△76,775
敷金及び保証金の回収による収入	289	3,954
投資有価証券の取得による支出	△57,403	△25,000
投資有価証券の売却による収入	110,476	12,879
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△88,466	△1,653,964
貸付けによる支出	—	△112,579
その他	—	75
投資活動によるキャッシュ・フロー	△119,078	△1,940,249

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	18,347	4,150
配当金の支払額	△782,784	△828,097
少数株主への配当金の支払額	—	△14,700
少数株主からの払込みによる収入	—	32,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	△764,436	△806,396
現金及び現金同等物に係る換算差額	△39,484	△11,270
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△279,618	△1,537,301
現金及び現金同等物の期首残高	6,778,327	8,001,977
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 6,498,709	※1 6,464,675

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社、クリノグラフィ株式会社及びケルコム株式会社については新たに株式を取得したことから、連結の範囲に含めています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 9社</p>
2 連結子会社の四半期決算日等に関する事項の変更	<p>第1四半期連結会計期間より連結子会社としたメビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社及びケルコム株式会社の第2四半期決算日は10月31日であり、クリノグラフィ株式会社の第2四半期決算日は9月30日です。四半期連結財務諸表作成に当たって、メビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社及びケルコム株式会社については7月31日現在の財務諸表を使用し、クリノグラフィ株式会社については6月30日現在の財務諸表を使用しています。ただし、四半期連結決算日（9月30日）までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。</p> <p>また、M3 USA Corporation (旧 So-net M3 USA Corporation) は決算日を3月31日から12月31日に、アイチケット株式会社は決算日を5月31日から3月31日に変更しました。四半期連結財務諸表作成に当たって、当該会社については、四半期連結決算日（9月30日）現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>前第2四半期連結累計期間において独立掲記しておりました営業外費用の「持分法による投資損失」及び「投資事業組合運用損」は、当第2四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>なお、当第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれている「持分法による投資損失」及び「投資事業組合運用損」は、それぞれ3,774千円、1,723千円です。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第2四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「為替差損益(△は益)」は、当第2四半期連結累計期間において金額的重要性が増したため、区分掲記していません。</p> <p>なお、前第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「為替差損益(△は益)」は、△8,823千円です。</p>
	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取利息」は、当第2四半期連結会計期間において営業外収益総額の100分の20を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれている「受取利息」は、13,111千円です。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、221,595千円です。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、132,176千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
報酬・給与 387,658千円	報酬・給与 499,896千円
販売促進費 309,520千円	販売促進費 307,522千円
ポイント引当金繰入額 29,912千円	ポイント引当金繰入額 55,068千円
賞与引当金繰入額 26,112千円	賞与引当金繰入額 23,891千円

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
報酬・給与 205,262千円	報酬・給与 294,656千円
販売促進費 140,909千円	販売促進費 141,020千円
ポイント引当金繰入額 39,335千円	ポイント引当金繰入額 52,476千円
賞与引当金繰入額 12,379千円	賞与引当金繰入額 8,364千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 6,762,322千円	現金及び預金勘定 6,723,714千円
預入期間3ヶ月超の定期預金 Δ 263,612千円	預入期間3ヶ月超の定期預金 Δ 259,038千円
現金及び現金同等物 6,498,709千円	現金及び現金同等物 6,464,675千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 261,690株

2 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 23,310千円

(注) スtock・オプションとしての新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年4月23日 取締役会	普通株式	863,497	3,300	平成21年3月31日	平成21年6月8日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

当社グループは、インターネットを利用した医療関連事業に特化しているため1つのセグメントしかありませんので、記載を省略しています。

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	医療ポータル (千円)	エビデンス ソリューション (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,391,548	410,876	2,802,424	—	2,802,424
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	—	—	—	—	—
計	2,391,548	410,876	2,802,424	—	2,802,424
営業利益（△損失）	1,271,730	△159,862	1,111,868	(98,625)	1,013,243

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社グループは、インターネットを利用した医療関連事業に特化しているため1つのセグメントしかありませんので、記載を省略しています。

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	医療ポータル (千円)	エビデンス ソリューション (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,590,946	410,876	5,001,823	—	5,001,823
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	—	—	—	—	—
計	4,590,946	410,876	5,001,823	—	5,001,823
営業利益（△損失）	2,439,881	△159,862	2,280,019	(202,524)	2,077,495

(注) 1 事業区分の方法

事業は、事業の製造方法及び製造過程の類似性を考慮して区分しています。

2 各区分に属する主要な事業

事業区分	主要事業
医療ポータル	MR君等の医療関連会社向けマーケティング支援、調査、AskDoctors等の コンシューマ向けサービス、QOL君・開業経営サービス等の非製薬会社向 けマーケティング支援等
エビデンスソリューション	CapToolを活用した臨床研究支援等の臨床研究等に関連する事業等

3 事業区分の方法の変更

当社グループは、従来、インターネットを利用した医療関連事業に特化しており1つのセグメントしかありませんでしたが、第1四半期連結会計期間より大規模臨床研究支援事業を営むメビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来のインターネットを利用した医療関連事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックス株式会社の連結化に伴い新たに加わる大規模臨床研究支援事業等を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,926,141	176,126	26,007	2,128,275	—	2,128,275
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	12,497	—	—	12,497	(12,497)	—
計	1,938,638	176,126	26,007	2,140,772	(12,497)	2,128,275
営業利益（△損失）	1,035,685	△2,992	△106	1,032,586	(91,812)	940,774

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,561,069	224,084	17,270	2,802,424	—	2,802,424
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	30,896	—	1,782	32,678	(32,678)	—
計	2,591,966	224,084	19,052	2,835,103	(32,678)	2,802,424
営業利益（△損失）	1,120,354	△7,305	△1,403	1,111,645	(98,402)	1,013,243

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,718,073	331,709	45,058	4,094,841	—	4,094,841
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	16,967	—	—	16,967	(16,967)	—
計	3,735,040	331,709	45,058	4,111,809	(16,967)	4,094,841
営業利益（△損失）	2,082,524	△43,061	△3,823	2,035,638	(176,878)	1,858,760

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	4,555,131	411,680	35,011	5,001,823	—	5,001,823
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	43,510	—	1,782	45,292	(45,292)	—
計	4,598,641	411,680	36,793	5,047,115	(45,292)	5,001,823
営業利益（△損失）	2,332,059	△44,513	△5,879	2,281,666	(204,171)	2,077,495

(注) 1 国または地域は、地理的近接度により区分しています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

北米：米国

その他の地域：韓国

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	176,126	26,007	202,133
II 連結売上高（千円）			2,128,275
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.3	1.2	9.5

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	224,084	17,270	241,354
II 連結売上高（千円）			2,802,424
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.0	0.6	8.6

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	331,709	45,058	376,768
II 連結売上高（千円）			4,094,841
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.1	1.1	9.2

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	411,680	35,011	446,692
II 連結売上高（千円）			5,001,823
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.2	0.7	8.9

(注) 1 国または地域は、地理的近接度により区分しています。

2 各区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

北米：米国

その他の地域：韓国

3 海外売上高は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第12回新株予約権
付与対象者の区分別人数	当社取締役6名、当社子会社取締役3名、当社従業員3名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 155株
付与年月日	平成21年8月26日
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。
対象勤務期間	平成21年8月26日～平成23年6月30日
権利行使期間	平成23年7月1日～平成51年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	264,207円

(注) 株式数に換算して記載しています。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1 パーチェス法の適用

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	SmartestDoc, LLC
取得した事業の内容	がん専門医向けクイズサービスの運営事業
企業結合を行った主な理由	米国での医療従事者向けウェブサイトMDLinx.comの、がん領域におけるドクターカバレッジをさらに拡大するとともに、サービスの魅力度を高め、米国での事業展開を加速するため。
企業結合日	平成21年8月4日
企業結合の法的形式	当社100%子会社であるM3 USA Corporationによる事業譲受
結合後企業の名称	M3 USA Corporation

(2) 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

自平成21年8月4日至平成21年9月30日

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得した事業の取得原価 179,853千円

取得原価の内訳

事業譲受の対価(現金) 47,625千円

事業譲受の対価(条件付取得対価) 132,228千円

(注) 事業譲受の対価(条件付取得対価)は、取得会社である海外子会社が米国会計基準に基づき計上した、特定のマイルストーン達成に伴い発生する条件付取得対価の公正価値です。

(4) 発生したのれんの金額等

のれん金額 138,111千円

発生原因 M3 USA Corporationの今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したもの

償却方法及び償却期間 のれん金額については、20年間で均等償却しています。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産 39,226千円

資産計 39,226千円

(6) 当該企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定したときの当第2四半期連結累計期間の売上高等の概算額

売上高等に及ぼす影響の概算額は軽微であるため記載を省略しています。

2 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 結合当事企業の名称 | メビックス株式会社 |
| ② 事業の内容 | IT活用による大規模臨床研究支援事業 |
| ③ 企業結合の法的形式 | 株式取得（追加取得） |
| ④ 結合後企業の名称 | メビックス株式会社 |
| ⑤ 取引の目的を含む取引の概要 | |

当社は、日本でのEBM（Evidence-Based Medicine：科学的根拠に基づく医療）を推進し、双方のリソースやノウハウを最大限活用し、エビデンスの構築と普及を支援する中心的な企業グループになっていくことで、両社のシナジー効果と中長期的な企業価値を最大化することを目的に、平成21年3月3日から平成21年4月14日まで、メビックス株式会社（以下「メビックス」という）の株式及び新株予約権に対する公開買付けを実施しました。この結果、平成21年4月21日をもって当社のメビックスに対する持株比率は85.9%になりました。

その後、当第2四半期連結会計期間において、メビックスの発行する全ての普通株式は、全部取得条項を付された上で全てメビックスに取得され、メビックスの株主には当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株につき種類株式を6,650分の1の割合で交付されました。当社以外の株主については、交付されるべき当該株式の数が1株に満たない端数となり、結果、当社はメビックスの全ての議決権を有し、メビックスを完全子会社としました。

なお、当社以外の株主については、法令の手續に従い、当該端数の合計数に相当する当該株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。

(2) 実施した会計処理の概要

当該取引は、少数株主との取引に該当し、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分）に基づいた処理を行っています。

追加取得した株式に対応する持分を少数株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分を追加投資額と相殺消去し、追加取得分と追加投資額との間に生じた差額をのれんとして処理しています。

(3) 追加取得原価及びその内訳

追加取得原価	407,260千円
取得原価の内訳	
株式取得費用（未払部分）	407,260千円

(4) 発生したのれんの金額等

のれん	126,908千円
発生原因	メビックス株式会社の今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したもの
償却方法及び償却期間	のれん

のれんについては、10年間で均等償却しています。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 39,323.95円	1株当たり純資産額 38,331.94円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,576,996	10,214,827
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	286,312	184,661
(うち新株予約権)	(23,310)	(12,901)
(うち少数株主持分)	(263,001)	(171,759)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	10,290,684	10,030,165
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	261,690	261,666

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 4,072.51円	1株当たり四半期純利益金額 4,539.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4,017.00円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4,514.29円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	1,063,034	1,187,921
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,063,034	1,187,921
期中平均株式数(株)	261,027	261,678
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,607	1,469
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,059.44円	1株当たり四半期純利益金額	2,191.79円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,032.03円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,167.59円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	537,770	573,570
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	537,770	573,570
期中平均株式数(株)	261,125	261,690
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,522	2,922
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月7日

ソ ネット ・ エ ム ス リ ー 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 嶋 康 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 善 場 秀 明
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソネット・エムスリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソネット・エムスリー株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

ソ ネット ・ エ ム ス リ ー 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 善 場 秀 明
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソネット・エムスリー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソネット・エムスリー株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。